

設備機器等清掃業務特記仕様書

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の各設備機器等の清掃、付属品等の清掃等を別紙1-9-1～3の仕様に基づき行う。

第2 対象業務

- 1 厨房フード他清掃業務 (別紙1-9-1)
- 2 各階空調機器清掃業務 (別紙1-9-2)
- 3 各種水槽等清掃業務 (別紙1-9-3)

15
16 厨房フード他清掃業務特記仕様書
17
18

19 第1 業務内容

20 経済産業省総合庁舎本館及び別館に設置されている厨房排気用のフード類、厨房内排水設備、
21 給排気ガラの清掃を行う。

22
23 第2 業務仕様

24 1 清掃の対象範囲は、機器表< 4 2 >厨房フード等とする。

25 (1) フード類

26 フード 年6回

27 フード内 水フィルター 年2回

28 フード内 グリスフィルター 年1回

29 (2) 厨房内排水設備

30 排水溝・グリストラップ 毎月1回

31 (3) 給排気ガラリ 年1回

32 2 実施日は、閉庁日とする。

33 3 使用する薬剤・洗浄剤等は、製品安全データシート等を業務計画書に添付し、厚生企画室
34 に提出する。また、使用する薬剤・洗浄剤等の製造者が規定する取り扱い方法に従うこと。

35 なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・洗浄剤等は使用してはならない。

36 4 下水に放流する薬剤・洗浄剤等は、下水道法、東京都下水道条例等関係法令の下水排除基
37 準を満足するものとし、使用後に上水による希釈を必要としないものとする。

38
39
40 【フード類清掃作業項目・内容】

作業項目	作業内容
1. フード	フード内外、フィルターが無いものはダクト内部（手の届く範囲）に付着した油汚れ等を中性洗剤等で除去し、ウエスで拭き取る。
2. 水フィルター	
a. 清掃	フィルター本体に付属しているパネル・エリミネータジョイント・エリミネータを取り外し、中性洗剤等を使用してフィルター本体内外、パネル、エリミネータジョイント、ダクトのダンパーの汚れをブラシ・ウエス等で除去する。
b. ボールフロート	①ボールフロートを分解清掃して確実に止水することを確認する。 ②止水レベルが適正になるように調整する。
c. 上限・下限センサ	①センサが正常に作動することを確認する。正常に作動しない場合は分解・清掃する。 ②上限水位・下限水位が適正であることを確認する。適正でない

作業項目	作業内容
	場合は調整する。
d. 洗浄ノズル	洗浄水量が適切であるか確認する。適切でない場合は調整する。
e. 排水ユニット	①排水ユニットの排水・止水動作が正常であることを確認する。正常でない場合は調整する。 ②オーバーフロー管をユニットから取り外し洗浄する。パッキンの劣化を確認し、劣化していれば交換する。
f. 運転調整	各部品を取り付けて、運転を行い正常に機能することを確認する。
3. グリスフィルター	
a. 清掃	①チャンバよりフィルターを取り外す。 ②取り外したフィルターを一晩洗剤に浸ける。 ③フィルターの表板と裏板を、それぞれ洗剤をつけたブラシ等で洗浄する。 ④ダクト内部（手の届く範囲）に付着した油汚れ等を中性洗剤等で除去し、ウエスでから拭きする。
b. 運転調整	フィルターをチャンバに取り付けて、運転を行い正常に機能することを確認する。

41

42 【厨房内排水設備清掃作業項目・内容】

作業項目	作業内容
1. 排水溝	排水構内の付着物をブラシ等で除去する。必要に応じて中性洗剤等を用いる。
2. グリストラップ	①槽内にたまったグリスをバキューム装置等で除去する。 ②バスケット・スクリーン・蓋等は取り外して洗浄剤等を用いてブラシ洗浄する。 ③油中和剤等の薬剤を投入し、トラップ類・横引き管内面を管内清掃器具等により清掃する。 ④本体内面をブラシ等で清掃する。必要に応じて中性洗剤等を使用する。 ⑤清掃後にグリス等の付着がないことを確認して復旧する。

43

44 【給排気ガラリ清掃作業項目・内容】

作業項目	作業内容
1. ガラリ	①天井面等に損傷・汚損を与えぬようにガラリを取り外す。 ②ダクト内部（手の届く範囲）に付着した汚れ等を中性洗剤等で除去し、ウエスでから拭きする。風量調整ダンパ等が取り付けである場合は開度を変更しないように注意する。 ③取り外したガラリは中性洗剤等で洗浄後、水洗いにより汚物、洗浄剤を除去し、ウエスで拭き取りを行う。 ④乾燥後に元の位置に取り付ける。

45

46

各階空調機器清掃業務特記仕様書

47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館及び別館の各階空調機械室等の空調機等の清掃及びフィルターの交換を行う。

- 1 各階空調機械室等のユニット形及びコンパクト形空調機、エアフィルター、全熱交換器(別置き)、送風機、パッケージ形空調機の室内機及びガラリーを清掃する。
- 2 空調機及び外気取り入れチャンバー等の中性能フィルター及びロールフィルターを交換する。

第2 業務仕様

1 清掃等の対象範囲は、機器表<29>パッケージ形空気調和機、<30>各階空気調和機、<31>空気清浄装置、<33>全熱交換器及び<34>送風機とし、パッケージ形空気調和機の室内機は次の機器を対象とする。

- (1) ACP-B1SE-1-1 (本館地下1階 宿直室 (B1-1))
- (2) ACP-B1SE-1-2 (本館地下1階 宿直室 (B1-1))
- (3) ACP-B1SE-1-3 (本館地下1階 宿直室 (B1-2))
- (4) ACP-1NE-1-1~3 (本館1階 管理室)
- (5) ACP-1NE-2 (本館1階 管理室)
- (6) ACP-1SE-1 (本館1階 休養室 (1-1))
- (7) ACP-B1-03 (別館地下1階 宿直室 (B1-1))
- (8) ACP-01-1 (別館1階 管理室)
- (9) ACP-01-2 (別館1階 管理室)
- (10) ACP-01-3 (別館1階 休養室 (1-1))
- (11) ACP-2-W-1 (本館2階 宿直室 (2-1))
- (12) ACP-2-W-2 (本館2階 宿直室 (2-1))
- (13) ACPS-11-1-1 (別館11階 診察室)
- (14) ACPS-11-1-2 (別館11階 診察室)
- (15) ACPS-11-1-3 (別館11階 診察室)
- (16) ACPS-11-1-4 (別館11階 診察室)
- (17) ACPS-11-1-5 (別館11階 診察室)
- (18) ACPS-11-2 (別館11階 診察室)
- (19) BMAC-1-1 (別館1階 保育所)
- (20) BMAC-1-2 (別館1階 保育所)
- (21) BMAC-1-3 (別館1階 保育所)
- (22) BMAC-1-3 (別館1階 保育所)
- (23) BMAC-1-3 (別館1階 保育所)
- (24) BMAC-1-4 (別館1階 保育所)

- 86 (25) ACP-1 (別館1階 保育所)
- 87 (26) ACR-1 (別館1階 保育所)
- 88 2 清掃等は、原則として中間期の閉庁日とする(パッケージ形空気調和機を除く)。ただし、
89 開庁日に実施する場合は、施設管理担当者と協議による。
- 90 3 使用する薬剤・洗浄剤等については、製品安全データシート等を業務計画書に添付し、厚
91 生企画室に提出する。また、使用する薬剤・洗浄剤等の製造者が規定する取り扱い方法に従
92 うこと。
- 93 なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・洗浄剤等については使用しては
94 ならない。
- 95 4 下水に放流する薬剤・洗浄剤等は、下水道法、東京都下水道条例等関係法令の下水排除基
96 準を満足するものとし、使用後に上水による希釈を必要としないものとする。
- 97 5 使用した薬剤を排水する場合は、水質を確認し、施設管理担当者に報告し、指定された場
98 所に排水する。
- 99 6 洗浄・乾燥作業は、指定の場所で行う。
- 100 7 【作業内容一覧】に従って清掃等を実施する。
- 101 8 本格的な清掃に先立って、施設管理担当者が指定する空調機について試験的に清掃作業を
102 実施し、作業手順・作業内容の確認を行うものとする。
- 103

105 1 ユニット形空調機・コンパクト形空調機について、下記の清掃等を行う。

作業項目	作業内容
1. ケーシング	ケーシング（ファンユニット・コイルユニット・各種フィルターユニット・全熱交換器ユニット等の金属面）内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスでから拭きをする。
2. 送風機	駆動軸・羽根車に付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。 洗浄の際は軸受けに水が入らないように留意して作業する。
3. 電動機	電動機・プーリー・プーリーカバーに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。 拭き取り終了後は、から拭きを行う。また、電動機内部の汚れを掃除機等により取り除く。
4. 熱交換コイル	熱交換コイルのフィンに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。 洗剤・薬剤等を用いる場合は熱交換コイルに悪影響がなく、人体に重大な影響のないことを確認する。 洗浄終了後に熱交換コイルのフィンに変形がないことを点検し、変形がある場合は専用工具を用いて修正する。
5. 全熱交換器	コンパクト形空調機に組み込まれている全熱交換器の熱交換エレメントに付着した汚れを掃除機・ブロウ等で除去する。
6. プレフィルター	①ユニット形空調機（電気集塵機該当機器除く）・コンパクト形空調機及びコンパクト形空調機全熱交換器本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
7. 加湿器	加湿器（蒸気噴霧式）のノズルを取り外し内外部に付着したスケール等の汚れをブラシ等により除去する。取付けの際はパッキンを新品と交換する。
8. ストレーナ	冷温水管・加湿用蒸気配管のストレーナのスクリーンを取り外し、水・洗剤・薬剤等を用いてブラシで清掃を行う。 取付けの際はパッキンを新品と交換する。
9. ドレンパン	ドレンパンに溜まった汚れを水で洗い流す。必要に応じてブラシ等を用いて汚れを除去する。
10. 空調機トラップ	空調機トラップ内部・排水管内部の汚れを水圧洗浄機・ブラシ等により除去する。排水管内部は柄付きブラシ等が届く範囲でよい。
11. ガラリ・チャンバー・空調機械室	①本館空調機械室内OAガラリチャンバー・EAガラリチャンバーの汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。清掃終了後は、ウエス等から拭きを行う。また、空調機械室内の床面・壁面について水・洗剤・薬剤等を用いたモップ又は掃除機等により清掃を行う。 ②別館空調機械室内OA取り入れ口・RAガラリチャンバーの汚れを

作業項目	作業内容
	水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。清掃終了後は、ウエス等から拭きを行う。また、空調機械室内の床面・壁面について水・洗剤・薬剤等を用いたモップ又は掃除機等により清掃を行う。
12. 清掃後確認	<p>①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。</p> <p>②各軸受にグリスをグリスガンで注入する。押し出された劣化グリスはウエスで拭き取る。</p> <p>③絶縁測定・電流測定・電圧測定を実施しその数値を記録すると共に、正常値であることを確認する。</p> <p>④送風機駆動用Vベルト・全熱交換器駆動用Vベルトの緩み・摩耗の有無を点検する。緩みがある場合は調整し、摩耗がある場合は交換する。 調整及び交換する際は作業前・作業後の電流値を記録すると共に、正常値であることを確認する。(Vベルトは支給する)</p> <p>⑤空調機を運転して異音・振動がないことを確認する。 なお、異音・振動等がある場合は、総括管理業務責任者を通じて厚生企画室に報告の上、対応を検討する。</p> <p>⑥12月に加湿噴霧状況の確認を行い、適切に噴霧していることを確認する。 噴霧状況が適切でない場合は再度ノズルを清掃し適切に噴霧できるようにする。</p>

106

107 2 電気集塵機について、下記の清掃等を行う。ユニットセル・プレフィルターは洗浄後に一
108 晩乾燥させ、翌日に取付作業を実施するため2日連続の作業工程を要する。

作業項目	作業内容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで拭きをする。
2. プレフィルター	<p>①本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬・水圧洗浄機等により除去する。</p> <p>②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。</p> <p>③乾燥終了後、本体に組み込む。</p>
3. ユニットセル	<p>①電源を切断した後、本体より取り外して洗浄薬剤に浸漬後、水圧洗浄機等により除去する。 使用する洗剤・薬剤等はユニットセルに悪影響がなく人体に重大な影響のないことを確認する。</p> <p>②洗浄したユニットセルは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。</p> <p>③乾燥終了後、イオン化線の断線箇所があれば修理する。 絶縁測定を実施し、異常がなければ本体に組み込む。</p>
4. 清掃後確認	<p>①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。</p> <p>②制御盤の絶縁抵抗を測定し、異常がないことを確認する。</p> <p>③電源を投入し、異常がないことを確認する。</p>

109 3 エレベーター機械室のパネルフィルターについて、下記の清掃等を行う。フィルターは洗
 110 浄後に一晚乾燥させ、翌日に取付作業を実施するため2日連続の作業工程とする。

作業項目	作業内容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで から拭きをする。
2. パネルフィルター	①本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬 ・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作 業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
3. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②送風機の電源を投入し異常がないことを確認する。

111
 112
 113 4 全熱交換器（別置）について、下記の清掃点検作業を行う。プレフィルターは洗浄後に一
 114 晩乾燥させ、翌日に取付作業を実施するため2日連続の作業工程とする。

作業項目	作業内容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで から拭きをする。
2. プレフィルター	①本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬 ・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付 作業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
3. 熱交換エレメント	熱交換エレメントに付着した汚れを掃除機・ブロワー等で除去 する。
4. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②電源を投入し異常がないことを確認する。

115
 116
 117 5 送風機について、下記の清掃等を行う。

作業項目	作業内容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで から拭きをする。
2. 羽根車	羽根車・駆動軸に付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて 水圧洗浄機等により除去する。洗浄の際は軸受けに水が入らない ように留意して作業する。
3. 電動機	電動機・プーリー・プーリーカバーに付着した汚れを、水・洗 剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。拭き取り 終了後は、から拭きを行う。また、電動機内部の汚れを掃除機に より取り除く。
4. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②各軸受にグリスをグリスガンで注入する。押し出された劣化グ リスはウエスで拭き取る。

作業項目	作業内容
	<p>③絶縁測定・電流測定・電圧測定を実施しその数値を記録すると共に、正常値であることを確認する。</p> <p>④駆動用Vベルトの緩み・摩耗の有無を点検する。緩みがある場合は調整し、摩耗がある場合は交換する。 調整及び交換する際は作業前・作業後の電流値を記録すると共に、正常値であることを確認する。（Vベルトは支給品）</p> <p>⑤送風機を運転して異音・振動がないことを確認する。異音・振動等がある場合は総括管理業務責任者を通じて厚生企画室に報告の上、対応を検討する。</p>

118

119 6 給排気ガラリについて、下記の清掃等を行う。

作業項目	作業内容
1. ガラリ	<p>ガラリの汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスによる拭き取り清掃又は、乾燥したブラシと掃除機等による清掃を行う。 清掃終了後は、ウエス等から拭きを行う。</p>

120

121 7 滴下浸透気化式加湿器について、下記の清掃等を行う。

作業項目	作業内容
1. ストレーナ	<p>加湿用給水配管のストレーナのスクリーンを取り外し、水・洗剤・薬剤等を用いてブラシで清掃を行う。その後、給水弁を除々に開けて給水が綺麗になるまで十分にフラッシングを行う。 取り付けの際は、パッキンを新品と交換する。</p>
2. 加湿モジュール	<p>加湿器本体のヘッダケースを外し、加湿モジュールを本体フレームから取り外す。ヘッダケースが作業の支障になる場合は、給水ホースを抜いてヘッダケースを機外に出して行う。また、加湿モジュールが上下連結されている場合は、連結部のビスを外し、加湿モジュールを単体にする。 洗浄用水槽に取り外した加湿モジュールを敷き詰めて、酸素系漂白剤を規定濃度にて希釈した洗浄液を加湿モジュールが十分に浸る量で30分から1時間浸け置きする。その後、加湿モジュールを取り外し十分に水洗いを行い、完全に乾燥させてから取り付ける。 変形や劣化が著しい場合には、新しい加湿モジュールと交換する。</p>
3. 給水ヘッダノズル	<p>加湿器本体のヘッダケースに取り付けられている給水ヘッダノズルを取り外し、内外部に付着したスケール等の汚れをブラシ等により除去する。</p>
4. 清掃後確認	<p>①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②12月に加湿滴下状況の確認を行い、適切に滴下していることを確認する。 滴下状況が適切でない場合は再度ノズルを清掃し、適切に滴下できるようにする。</p>

122

123

124
125

8 パッケージ形空気調和機の室内機について、下記の清掃等を行う。エアフィルターは洗浄後に一晩乾燥させ、翌日に取付作業を実施するため2日連続の作業工程とする。

作業項目	作業内容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスでから拭きをする。
2. 送風機	駆動軸・羽根車に付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。 洗浄の際は軸受けに水が入らないように留意して作業する。
3. 電動機	電動機・プーリー・プーリーカバーに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。 拭き取り終了後は、から拭きを行う。また、電動機内部の汚れを掃除機等により取り除く。
4. 熱交換コイル	熱交換コイルのフィンに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。 洗剤・薬剤等を用いる場合は熱交換コイルに悪影響がなく、人体に重大な影響のないことを確認する。 洗浄終了後に熱交換コイルのフィンに変形がないことを点検し、変形がある場合は専用工具を用いて修正する。
5. エアフィルター	①本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
6. ドレンパン	ドレンパンに溜まった汚れを水で洗い流す。必要に応じてブラシ等を用いて汚れを除去する。
7. ドレンアップメカ・ドレン管	ドレンアップメカ内部・ドレン管内部の汚れを水圧洗浄機・ブラシ等により除去する。ドレン管内部は柄付きブラシ等が届く範囲でよい。
8. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②各軸受けにグリスをグリスガンで注入する。押し出された劣化グリスはウエスで拭き取る。 ③絶縁測定・電流測定・電圧測定を実施しその数値を記録すると共に、正常値であることを確認する。 ④駆動用Vベルトの緩み・摩耗の有無を点検する。緩みがある場合は調整し、摩耗がある場合は交換する。 調整及び交換する際は作業前・作業後の電流値を記録すると共に、正常値であることを確認する。(Vベルトは支給品) ⑤空調機を運転して異音・振動がないことを確認する。 なお、異音・振動等がある場合は、総括管理業務責任者を通じて厚生企画室に報告の上、対応を検討する。

126
127
128
129

各種水槽等清掃業務特記仕様書

130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の上水・中水・排水等の各種水槽等を清掃する。

第2 業務仕様

- 1 清掃の対象範囲（対象機器、数量、回数等）は、機器表<3.8>水槽による。
- 2 水道法及び建築物衛生法に基づき清掃を行う。
- 3 清掃は、原則として閉庁日に実施する。
- 4 別紙1 別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。
- 5 使用する薬剤・洗浄剤等については、製品安全データシート等を業務計画書に添付し、厚生企画室に提出する。また、使用する薬剤・洗浄剤等の製造者が規定する取り扱い方法に従うこと。
なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・洗浄剤等については使用してはならない。
- 6 二槽式タンクの場合は断水しないように、タンクを切り離して一槽毎に清掃を行い、通水時はバルブ操作を十分注意して行い赤水を発生させないようにすること。
- 7 水槽清掃の業務報告書は、以下の項目を記載する。
 - (1) 水槽の名称、場所、材質
 - (2) 水槽内外の点検結果、補修の必要性の有無
 - (3) 所見
 - (4) 写真（貯水槽内清掃前・貯水槽内清掃作業中・貯水槽内清掃後・貯水槽内消毒作業（1回目、2回目とも）（上水の場合）・殺虫剤散布作業（湧水槽・雨水槽・汚水槽・雑排水槽・中水槽の場合）・貯水槽清掃用機材類）
- 8 簡易水質検査結果（貯水槽清掃前後に残留塩素の含有率・色度・濁度・臭気・味について受水槽・高置水槽・給水栓末端にてそれぞれ検査実施）
- 9 【作業内容一覧】により清掃を実施する。
- 10 上水槽及び給湯タンクの作業は以下のとおりとする。
 - (1) 上水槽及び給湯タンクの作業に従事する者は、6ヶ月以内に検便その他の健康診断を行い、健康状態が良好な者を業務関係者とする。
 - (2) 実施責任者は、作業開始前に業務関係者全員の健康状態を確認するとともに、健康診断の結果表を業務報告書に添付して、厚生企画室に提出する。なお、作業当日健康状態不良（下痢、発熱等）の者は作業に従事させてはならない。

167 1 上水槽・給湯タンクについて、下記の清掃作業を行う。

作業項目	作業内容
1. 事前点検 a. 水抜管・通気管 ・オーバーフロー管 b. 水槽内部 c. 水槽外面 d. 水槽内機器類 e. 簡易水質検査	次の項目について点検し、作業報告書に記載する。 ①排水口空間・吐水口空間が適正か。 ②開口部の防虫設備に異常がないか。 沈殿物・付着物の有無。 水漏れ・損傷・劣化状況。 ボールタップ・水位制御装置等の作動状況。 貯水槽排水前に簡易水質検査を行い、以下の管理基準を満たしているか確認を行う。 ・残留塩素：遊離の場合は0.1mg/L以上、結合の場合は0.4mg/L以上 ・色度：5度以下であること ・濁度：2度以下であること ・臭気：異常な臭気が認められないこと ・味：異常な味が認められないこと
2. 準備作業 a. 安全確認 b. 作業前消毒作業	①酸素欠乏・有毒ガスによる中毒等の防止のため、換気装置の必要性を確認し、必要に応じて設置する。 ②使用する電動器具類の安全確認を行う。照明器具は防水防爆形のものを使用する。 ①作業衣の着用は、原則として作業現場において行う。 作業衣は飲用水槽専用とし、その都度消毒又はクリーニング済のものを使用する。 ②清掃作業に使用する機具類は飲用水槽専用とし、使用前に洗浄消毒を行う。 槽内持込器具・長靴等は次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。 ③次亜塩素酸ナトリウム溶液による足洗槽・スノコ板等を設置する。 ④水槽のタラップ、マンホール周辺及び作業周囲を次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。
3. 清掃作業	①給水関係バルブを閉じ、貯留水を排水する。 ②ヘルメット・マスク・ゴム手袋・長クツ等を装備して入槽し清掃機材を搬入する。この時、外部から昆虫や異物が入らないように注意する。 ③清掃前の状況を写真撮影する。 ④水槽の内外面の損傷、劣化等の状況を点検し、補修等の必要がないか確認するとともに作業報告書に状況を記載する。 ⑤高圧洗浄機・スポンジタワシ等を使用して水槽内外面及び水槽内機器を清掃・洗浄する。 必要に応じて貯水槽専用洗剤を使用する。 ⑥槽内の給水管・ボールタップ・水位制御装置等の錆落とし及び点検を行い、取り替え・補修の必要がないか確認する。 ⑦槽内部の水、汚泥等を残水処理機・ワイパー等により完全に除去する。 ⑧清掃後の写真撮影をする。（清掃前の撮影と同じアングルにする事） ⑨清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理する。 ⑩清掃後槽内に作業用具・異物等の置き忘れがないことを確認する。

作業項目	作業内容
4. 消毒作業	<p>①塩素濃度約50mg/Lから100mg/Lまでの次亜塩素酸ナトリウム溶液を高圧洗浄機等で水槽内の全面に塗布して消毒を行い30分程度放置する。 作業に当たっては防毒マスク・ゴーグル・ゴム手袋等を着用する。</p> <p>②放置後、槽内部の水洗いを行い、残水を排水・拭き取り後に再度、次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用して消毒を行う。ただし、2回目の消毒作業後は水槽内に立ち入らないこと。</p>
5. 終了点検	<p>①2回目の消毒作業後30分以上経過してから、消毒に用いた塩素剤を完全に排除した後に水張りを実施する。</p> <p>②給水機器（揚水ポンプ及び制御盤等も含む）の動作・停止及び水位が正常であることを確認する。</p>
6. 簡易水質検査	<p>貯水槽満水後、簡易水質検査を行い以下の管理基準を満たしていることを確認する。 検体の採取と検査は出来るだけ設置者等の立会いを求めて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残留塩素：遊離の場合は0.2mg/L以上、結合の場合は1.5mg/L以上 ・ 色度：5度以下であること ・ 濁度：2度以下であること ・ 臭気：異常な臭気が認められないこと ・ 味：異常な味が認められないこと <p>基準を満たしていない場合はその原因を調査し、必要な措置を講ずる事。</p>

168

169

2 空調用水槽について、下記の清掃作業を行う。

作業項目	作業内容
1. 事前点検 a. 水抜管・通気管 ・オーバーフロー管 b. 水槽内部 c. 水槽外面 d. 水槽内機器類	<p>次の項目について点検し、作業報告書に記載する。</p> <p>①排水口空間・吐水口空間が適正か。 ②開口部の防虫設備に異常がないか。</p> <p>沈殿物・付着物の有無。 水漏れ・損傷・劣化状況。 ポルタップ・水位制御装置等の作動状況。</p>
2. 清掃作業	<p>①給水関係バルブを閉じ、貯留水を排水する。 ②清掃前の状況を写真撮影する。 ③水槽の内外面の損傷、劣化等の状況を点検し、補修等の必要がないか確認するとともに作業報告書に状況を記載する。 ④高圧洗浄機・スポンジタワシ等を使用して水槽内外面及び水槽内機器を清掃・洗浄する。必要に応じて貯水槽専用洗剤を使用する。 ⑤槽内の給水管・ポルタップ・水位制御装置等の清掃及び点検を行い、取り替え・補修の必要がないか確認する。 ⑥槽内部の水、污泥等を残水処理機・ワイパー等により完全に除去する。 ⑦清掃後の写真撮影をする。（清掃前の撮影と同じアングルにする事） ⑧清掃によって生じた污泥等の廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理する。 ⑨清掃後槽内に作業用具・異物等の置き忘れがないことを確認する。</p>
3. 終了点検	<p>水位制御装置等の外観・機能が正常であることを確認する。</p>

170

171

3 湧水槽・雨水槽について、下記の清掃作業を行う。

作業項目	作業内容
1. 事前点検 a. 水槽内面 b. 水槽内機器類	次の項目について点検し作業報告書に記載する。 亀裂・損傷・劣化状況。 ポンプ・ホールドアップ・水位制御装置等の作動状況。
2. 準備作業	①酸素欠乏・有毒ガスによる中毒等の防止のため、換気装置の必要性を確認し、必要に応じて設置する。 ②使用する電動器具類の安全確認を行う。照明器具は防水防爆形のものを使用する。
3. 清掃作業	①貯留水を排水ポンプ・仮設ポンプ等で排水する。 ②清掃前の状況を写真撮影する。 ③水槽の内面の損傷、劣化等の状況を点検し、補修等の必要がないか確認するとともに作業報告書に状況を記載する。 ④高圧洗浄機・デッキブラシ等を使用して水槽内面及び水槽内機器を清掃・洗浄する。 ⑤槽内の排水管・水位制御装置等の清掃及び点検を行い、取り替え・補修の必要がないか確認する。 ⑥汚泥等をバキュームポンプ・手作業等により回収する。 ⑦清掃後の写真撮影をする。（清掃前の撮影と同じアングルにする事） ⑧清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理する。 ⑨清掃後槽内に作業用具・異物等の置き忘れがないことを確認する。
4. 終了点検	ポンプ・水位制御装置等の自動動作が正常であることを確認する。
5. 殺虫剤散布	清掃終了後にスミチオン乳剤溶液等の殺虫剤を適正濃度で散布する。

172

173

4 汚水槽・雑排水槽・中水槽について、下記の清掃作業を行う。

作業項目	作業内容
1. 事前点検 a. 水槽内面 b. 水槽外面 （地下ピット水槽除く） c. 水槽内機器類	次の項目について点検し作業報告書に記載する。 亀裂・損傷・劣化状況。 水漏れ・損傷・劣化状況。 ポンプ・ホールドアップ・水位制御装置等の作動状況を点検する。
2. 準備作業	①酸素欠乏・有毒ガスによる中毒等の防止のため、換気装置の必要性を確認し、必要に応じて設置する。 ②使用する電動器具類の安全確認を行う。照明器具は防水防爆形のものを使用する
3. 清掃作業	①貯留水を排水ポンプ・仮設ポンプ等で排水する。 ②清掃前の状況を写真撮影する。 ③水槽の内外面の損傷、劣化等の状況を点検し、補修等の必要がないか確認するとともに作業報告書に状況を記載する。

	<p>④高圧洗浄機・デッキブラシ・スクレーパー（FRP面を除く）等を使用して水槽内外面及び水槽内機器を清掃・洗浄する。</p> <p>⑤槽内の排水管・水位制御装置等の清掃及び点検を行い、取り替え・補修の必要がないか確認する。</p> <p>⑥汚泥等をバキュームポンプ・手作業等により回収する。</p> <p>⑦清掃後の写真撮影をする。（清掃前の撮影と同じアングルにする事）</p> <p>⑧回収した汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理する。</p> <p>⑨清掃後槽内に作業用具・異物等の置き忘れがないことを確認する。</p>
4. 終了点検	<p>ポンプ・水位制御装置等の自動動作が正常であることを確認する。</p>
5. 殺虫剤散布	<p>清掃終了後にスミチオン乳剤溶液等の殺虫剤を適正濃度で散布する。</p> <p>なお、中水用タンクにおいては塩素消毒とする。</p>

174

175